

平成二十六年一月三十日付け広島県報（定期）第八号の目次の一部を次のように訂正する。

総務局総務課長

ページ	行	誤	正
一	後ろから九から八	市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則等の一部を改正する規則	市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部を改正する規則